

6 議案第60号関係

(1)おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋）（第1条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合<u>には</u>100分の145、12月に支給する場合<u>には100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合<u>において</u>は100分の145、12月に支給する場合<u>においては100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

(2)おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋）（第2条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合<u>には100分の150</u>、12月に支給する場合<u>には100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給場合<u>には100分の145</u>、12月に支給場合<u>には100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略